

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 告 示

ページ

○家畜伝染病の発生 （家畜防疫対策室）	一
○公有水面埋立ての免許出願 （水産業基盤整備課）	一
○漁港施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託（七件） （同）	二
○海岸保全区域の変更（二件） （同）	三
○土地改良区の定款変更の認可（二件） （仙台地方振興事務所）	五
○土地改良区の定款変更の認可 （北部地方振興事務所）	五
○土地改良区の定款変更の認可 （東部地方振興事務所）	五
公 告	
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定（二件） （税 務 課）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（二件） （警察本部会計課）	六
公安委員会	
○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施	一〇
正 誤	
○宮城県公報令和五年号外第一七号（令和五年三月三十一日付け）中	一一
○宮城県告示第三百二十八号 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三條第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。	

令和五年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 畜種

牛

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜一頭

四 発生の場所又は区域

南三陸町

五 発生日月

令和五年四月十七日

六 患畜の取り扱い

法令殺

○宮城県告示第三百二十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二條第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三條第一項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県水産林政部水産業基盤整備課及び宮城県東部地方振興事務所水産漁港部で行う。

令和五年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

令和五年三月二十四日

二 出願人の名称

石巻市

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位 置

第一種小網倉漁港区域内

石巻市小網倉浜小網倉八十五番に隣接する公有水面

(二) 区 域

次の各地点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

⑦の地点 石巻市小網倉浜小網倉八十五番地先に設置された基点A（基準点H二九一八北

緯三八度二分〇五秒、東経一四一度二七分三八秒）を基点とし、基点から一八

五度四二分一五秒二二・〇メートルの地点

①の地点 ⑦の地点から 四度二九分四一秒 三〇・〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から 九四度三二分二七秒 二二・五六メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一八四度三二分二七秒 三〇・〇メートルの地点

(二) 面積 六七六・三五平方メートル（埋立区域）

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第一種小網倉漁港区域内

石巻市小網倉浜小網倉八十五番に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

④の地点 石巻市小網倉浜小網倉八十五番地先に設置された基点A（基準点H二九一八北

緯三八度二分〇五秒、東経一四一度二七分三八秒）を基点とし、基点から三三

三度一六分三三秒二六・八一メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 九四度三二分二七秒 一〇一・一八メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 一八四度三二分二七秒 八二・〇〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 二七四度三二分二七秒 一〇一・一八メートルの地点

(三) 面積

八、二九六・四三平方メートル（施行区域）

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 縦覧期間

令和五年四月二十八日から令和五年五月十八日まで

○宮城県告示第三百三十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、気仙沼漁港に  
おける廃油処理施設の使用に係る使用料の徴収事務を令和五年三月十三日次のとおり委託した。

令和五年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

気仙沼市潮見町二五一

特定非営利活動法人 気仙沼清港会

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、塩釜漁港にお  
ける岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を令  
和五年三月二十九日次のとおり委託した。

令和五年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

塩釜市旭町一〇一

塩釜市

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、閉上漁港及び  
荒浜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の  
徴収事務を令和五年三月二十九日次のとおり委託した。

令和五年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一二七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、志津川漁港に  
おける岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を

令和五年三月三十一日次のとおり委託した。

令和五年四月二十八日

一 委託の相手方

本吉郡南三陸町志津川字沼田一〇一

南三陸町

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、石巻漁港及び鮎川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を令和五年四月一日次のとおり委託した。

令和五年四月二十八日

一 委託の相手方

石巻市穀町一四一一

石巻市

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、気仙沼漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を令和五年四月一日次のとおり委託した。

令和五年四月二十八日

一 委託の相手方

気仙沼市八日町一〇一一

気仙沼市

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、女川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を令和五年四月一日次のとおり委託した。

令和五年四月二十八日

一 委託の相手方

牡鹿郡女川町女川一〇一一

女川町

二 委託期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和五十年宮城県告示第九百七十四号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和五年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	海岸の名称		指定区域
	漁港名	地区名	
仙台湾沿岸	鮎川漁港	黒崎地区	次に掲げるイ点からエ点までを順次結んだ線及びイ点とエ点を結んだ線により囲まれた区域 基点A点、石巻市鮎川浜大台三十七番十三地先の金属標 基点A点から二四四度〇一分五八秒四七・二メートル イ点の地点 基点A点から一六四度一九分五〇秒四・四メートルの地点 ロ点の地点 基点A点から一七〇度五六分〇五秒一七・一メートルの地点 ハ点の地点 基点A点から一七五度〇五分四五秒一六・三メートルの地点 ニ点の地点 基点A点から一七八度四一分二九秒一二三・七メートルの地点 ホ点の地点 基点A点から一八一度三五分一七秒一四・七メートルの地点 ヘ点の地点
海	岸	岸	



あ点	て点から二二一度五八分五七秒二一・一メートルの地点
さ点	あ点から二二一度〇四分五二秒三・四メートルの地点
き点	さ点から一一八度五〇分〇六秒二・九メートルの地点
ゆ点	き点から一一八度二二分〇二秒三・二メートルの地点
め点	ゆ点から一一〇度四六分五〇秒三・三メートルの地点
み点	め点から一一一度三七分四九秒一〇・五メートルの地点
し点	み点から二〇〇度一九分一七秒八・〇メートルの地点
糸点	し点から二一七度四三分二七秒四六・四メートルの地点
ひ点	糸点から二二八度〇一分五七秒四・〇メートルの地点
も点	ひ点から二二七度二分三九秒三〇・〇メートルの地点
せ点	も点から三〇五度五〇分一八秒八四・七メートルの地点
す点	せ点から二一九度三二分五六秒六五・一メートルの地点
ん点	す点から三二七度二七分一二秒五・七メートルの地点
い点	ん点から三二二度三〇分二七秒九三・五メートルの地点
ろ点	い点から三二八度一九分一一秒四・七メートルの地点
ハ点	ろ点から三三二度三五分三六秒一・九メートルの地点
ニ点	ハ点から一一九度四九分二五秒〇・六メートルの地点
ホ点	ニ点から六四度四一分五〇秒六五・六メートルの地点
ヘ点	ホ点から六二度五九分二九秒三〇・九メートルの地点
ト点	ヘ点から七九度〇三分三〇秒五・七メートルの地点
チ点	ト点から八八度〇四分四九秒三・八メートルの地点
リ点	チ点から九五度〇六分一八秒三・六メートルの地点
ヌ点	リ点から七二度二分四五秒二四・三メートルの地点
ル点	ヌ点から一一八度〇一分三四秒一七・八メートルの地点
ヲ点	ル点から八九度四七分五八秒一九・四メートルの地点
ワ点	ヲ点から五一度二八分二九秒一三・四メートルの地点
カ点	ワ点から一〇七度二分三〇秒二二・一メートルの地点
コ点	カ点から一一三度二六分〇九秒二二・一メートルの地点
ヨ点	コ点から九〇度一六分〇七秒六・四メートルの地点
タ点	ヨ点から一一七度三八分五四秒九・二メートルの地点
レ点	タ点から一一五度二六分三三秒一一・一メートルの地点
ソ点	レ点から一一三度五八分三六秒二〇・七メートルの地点

○宮城県告示第三百三十九号

亙理土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年四月十八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年四月二十八日

仙台地方振興事務所  
所長 高橋 義 広

○宮城県告示第三百四十号

仙台東土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年四月二十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年四月二十八日

仙台地方振興事務所  
所長 高橋 義 広

○宮城県告示第三百四十一号

鶴田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年四月十九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年四月二十八日

宮城県北部地方振興事務所  
所長 駒 井 達 貴

○宮城県告示第三百四十二号

鳴瀬土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和五年四月二十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年四月二十八日

宮城県東部地方振興事務所  
所長 石川 佳 洋

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和五年度税制改正等に伴うシステム修正業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和五年四月六日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 契約金額 一億三千九十万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県税務総合管理システム運用保守・サーバ等機器類賃貸借・環境移行業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和五年三月二十九日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 契約金額 九億八千二百二十万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県警察プリンタ賃貸借（R5PR）一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和五年十月一日から令和十年九月三十日まで

4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支

店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一三三三五）へ令和五年五月十五日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二一七七一、内線二三三二）

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和五年五月二十九日（月）までに必

要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間ににおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和五年六月十二日（月）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1宛て必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年六月十三日（火）午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十五条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業

務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。  
六 概要

Summary

- 1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters June 12, 2023, 5 : 00 pm.
- 2 Item/Service Required : Lease of a printer for Miyagi Prefectural Police (R&PR) - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters June 13, 2023, 9 : 30 am.
- 4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 調達案件及び数量 通信指令システム機器賃貸借 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 令和六年三月一日から令和十年二月二十九日まで
  - 4 履行場所 宮城県警察本部地域部通信指令課ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
  - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有



しているとき認められる。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 平成三十年以降に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、納入した実績を有する者であること。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二二二二一三三三五)へ令和五年五月十五日(月)午後五時までに提出すること。

### 三 入札書の提出場所等

#### 1 担当課

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二二二二二二二一七七一、内線二二三二)

#### 2 仕様書の交付場所並びに交付期限

(一) 交付場所 宮城県警察本部総務部会計課調度係

(二) 交付期限 令和五年五月十五日(月)午後五時まで

#### 3 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

#### 4 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和五年五月二十九日(月)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 5 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、6の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和五年六月十二日(月)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1宛て必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

#### 6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年六月十三日(火) 午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4における審査により資格を有しないとされた者  
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三条及び第一百四十五条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 7 契約書作成の要否

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

#### 9 詳細は入札説明書による。

### 六 概要

#### Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters June 12, 2023, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of an emergency dispatch support system device - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters June 13, 2023, 10 : 00 am.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai Miyagi 980-8410 Japan Tel 022-221-7171 Ext. 2232

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第51号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年4月28日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

#### 1 講習に係る警備業務の区分及び実施期間

##### (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）  
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

##### (2) 実施期間

令和5年6月12日（月）から同月21日（水）まで（土、日曜日を除く。）の8日間

講習区分	実施日	12月 (月)	13日 (火)	14日 (水)	15日 (木)	16日 (金)	19日 (月)	20日 (火)	21日 (水)	計
新規取得講習	3号	○	○	○	○	○	○	○	○	7日間
	4号	○	○	○	○	○	○	○	○	6日間
追加取得講習	3号				○	○	○	○		3日間
	4号						○	○		2日間

※ ○は講習実施日

##### (3) 講習時間

##### ア 新規取得講習（3号警備業務）

6月12日から16日までの5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、20日は午前9時30分から午後0時20分までとし、21日は午前9時20分から修了検査を実施する。

##### イ 新規取得講習（4号警備業務）

6月12日から14日及び19日の4日間は午前9時30分から午後4時50分まで、20日は午前9時30分から午後3時50分までとし、21日は午前9時20分から修了検査を実施する。

##### ウ 追加取得講習（3号警備業務）

6月15日及び16日は午前9時30分から午後4時50分まで、20日は午後4時から修了検査を実施する。

##### エ 追加取得講習（4号警備業務）

6月19日は午前9時30分から午後4時50分まで、20日は午後1時から午後3時50分までとし、午後4時から修了検査を実施する。

#### 2 講習の実施場所及び委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

#### 3 受付人員

3号警備業務新規・追加取得講習及び4号警備業務新規・追加取得講習合わせて40人。

#### 4 受講対象者

##### (1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1

年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者  
(2) 追加取得講習

受講申請受付日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)～オのいずれかに該当する者

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記4の受講対象者に該当する項目について聴取）

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

令和5年5月15日（月）から同月19日（金）までの5日間（15日から18日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 受付期間

令和5年5月22日（月）から同月26日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
- イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）
- ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通
- エ 前記4-1)～アに該当する者

最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警

備業者等の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(4) 前記4-1)～イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(5) 前記4-1)～ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(6) 前記4-1)～エに該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(7) 前記4-1)～オに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(8) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては3号警備業務38,000円、4号警備業務34,000円、追加取得講習受講者にあつては3号警備業務14,000円、4号警備業務10,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全企画課

正 誤

○宮城県公報令和五年号外第一七号（令和五年三月三十一日付）中

ページ	九	段	上	行	一	「収受」の「」及び「登録」を	「」を	「」を	「」を
						加えて、同項を同条第五項とする。			同項を同条第五項とする。